



弁済合意書

滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県造林公社（以下「乙」という。）は、乙が農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）に対して負っている債務を、甲が免責的に引き受けるに当たり、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲と乙は、乙が公庫との間で締結した金銭消費貸借契約に基づき公庫に対して負担する金銭債務合計11,266,855,921円（ただし平成19年3月31日を基準とする。）について、甲、乙及び公庫の間で別途締結する免責的債務引受契約に基づき、甲がこれを引き受けることを確認する。

第2条 乙は、甲に対し、前条の免責的債務引受による甲の負担の代償として、次の各号記載の額の金員を支払う義務を負うことを承認する。ただし、履行期は、甲が乙に対し催告したときに到来するものとする。甲は、ただし書の催告が適正に行われるために第三者機関を設置して、履行期の定め等催告に対する同機関の意見を尊重して乙に催告を行う。

- (1) 前条の免責的債務引受契約の締結時点において、乙が公庫に対して負担していた借入金債務の元金並びに既経過期間に係る約定利息及び遅延損害金の合計に相当する金額
- (2) 前条の免責的債務引受契約の締結から完済に至るまで、前号による引受にかかる各債務の元金相当額について、乙が公庫との間で個別に定めていた約定利率に相当する割合による金額
- (3) 前条の免責的債務引受契約により弁済する既経過期間に係る約定利息の分割履行にともなう利息に相当する金額

第3条 前条の乙の甲に対する債務の返済方法については、乙の所有する立木の伐採収益の中から、乙が借入をしている他の債権者との調整を行った上で、甲と乙の合意により定めるものとする。

第4条 この契約により定められていない事項及びこの契約について疑義が生じたときは、甲及び乙は協議により対処するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成20年 9月 4日

(甲)

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 嘉田 由紀子

(乙)

滋賀県大津市松本一丁目2番1号

社団法人 滋賀県造林公社

副理事長 押谷 正



弁済合意書

滋賀県（以下「甲」という。）と財団法人びわ湖造林公社（以下「乙」という。）は、乙が農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）に対して負っている債務を、甲が免責的に引き受けるに当たり、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲と乙は、乙が公庫との間で締結した金銭消費貸借契約に基づき公庫に対して負担する金銭債務35,471,259,805円（ただし平成19年3月31日を基準とする。）について、甲、乙及び公庫の間で別途締結する免責的債務引受契約に基づき、甲がこれを引き受けることを確認する。

第2条 乙は、甲に対し、前条の免責的債務引受による甲の負担の代償として、次の各号記載の額の金員を支払う義務を負うことを承認する。ただし、履行期は、甲が乙に対し催告したときに到来するものとする。甲は、ただし書の催告が適正に行われるために第三者機関を設置して、履行期の定め等催告に対する同機関の意見を尊重して乙に催告を行う。

- (1) 前条の免責的債務引受契約の締結時点において、乙が公庫に対して負担していた借入金債務の元金並びに既経過期間に係る約定利息及び遅延損害金の合計に相当する金額
- (2) 前条の免責的債務引受契約の締結から完済に至るまで、前号による引受にかかる各債務の元金相当額について、乙が公庫との間で個別に定めていた約定利率に相当する割合による金額
- (3) 前条の免責的債務引受契約により弁済する既経過期間に係る約定利息の分割履行にともなう利息に相当する金額

第3条 前条の乙の甲に対する債務の返済方法については、乙の所有する立木の伐採収益の中から、甲と乙の合意により定めるものとする。

第4条 この契約により定められていない事項及びこの契約について疑義が生じたときは、甲及び乙は協議により対処するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成20年 9月 4日

(甲)

滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田由紀子



(乙)

滋賀県大津市松本一丁目2番1号
財団法人 びわ湖造林公社
理事長 西堀末治

